

令和3年度 金沢SDGsツーリズム推進事業補助金 交付要綱

1. 目的

金沢の観光に関わる宿泊、交通、飲食、小売、アクティビティ等の事業者（以下「観光関連事業者」という。）によるSDGs（持続可能な開発目標）の推進に関する先導的なアイデアや企画を募集し、その取組を支援する。

2. 応募条件

次に掲げるすべての条件に該当する団体等であること。

- (1) 金沢市内に事務所や店舗等を設置している観光関連事業者であること。
- (2) 団体等の定款、規約等を有すること。
- (3) 応募事業を着実に実施できる事務執行体制及び組織体制があること。
- (4) 応募事業に対し、国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 過去に当該補助金の交付を受けた事業については、その効果検証を踏まえた発展的内容であること。

3. 補助対象事業

次に掲げるすべての条件に該当する事業であること。

- (1) SDGsの17の目標のいずれかの達成に資する先導的な取組であること。
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的としないこと。

※補助金交付決定の日から令和4年3月31日までに完了する事業が対象

4. 補助対象期間

採択決定日から年度末（令和4年3月31日）まで

5. 補助金額

補助率 2/3 以内（上限50万円／団体） ※1万円未満切り捨て

6. 補助対象経費

講師等の謝礼・旅費、委託料、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費（取得価格50万円未満）、消耗品費等のプロジェクト企画の目的を達成するために有効な直接経費

7. 支払方法

補助事業完了後、実績払い

8. 交付先

申請団体等

9. 応募の手続き

(1) 提出書類

次に掲げる書類を作成し、提出すること。（必須）

- ①令和3年度 金沢SDGsツーリズム推進事業補助金 応募申込書
- ②団体等の概要がわかるもの（定款・規約等）

(2) 提出方法

郵送または電子メールにて送付すること。

(3) 提出先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所第1本庁舎
IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議 事務局
金沢市都市政策局企画調整課 (Mail:kikaku@city.kanazawa.lg.jp)
※電子メールについては、3日以内に収受の旨、連絡します。
(連絡がない場合は、下記あて、お問合せください。)

(4) 申込期間

募集開始日から令和3年11月29日(12:00) 必着
※事業の着手前に応募すること。

(5) 留意事項

- ①様式の規格は原則としてA4版タテとする。
- ②手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ③文章の補完のために写真、イラスト等の使用を可とする。
- ④提出された申請書類の返却はしない。

10. 採択の決定

(1) 選考方法

応募書類による選考

(2) 採択の基準

以下の①～⑤の観点から審査を実施する。

- ①(適合性) 金沢市SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業「市民生活と調和した持続可能な観光の振興～『責任ある観光』により市民と観光客、双方の『しあわせ』を実現するまち金沢～」の趣旨に合致する取組か。
- ②(独創性) 金沢においてSDGsを推進する先導的でユニークな取組か。
- ③(波及性) 他の事業者等に影響を与え、事業の広がりが期待できる取組か。
- ④(実行性) 応募者が着実に事業を実施できるか。
- ⑤(協働性) エコプロダクトの開発や流通(地産地消や域内サプライチェーンの強化)等に資する取組か。

(3) 採択結果

審査の結果を書面で通知する。採択後の手続きについては、別途個別に通知する。

11. 検証結果報告書の提出

(1) 報告書類

金沢SDGsツーリズム推進事業 効果検証報告書
(様式任意。ただし規格は原則としてA4タテとする。)

(2) 提出時期

事業完了後15日以内

12. 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議 会長が別に定める。

13. その他

(1) 問い合わせ先

IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議 事務局

金沢市都市政策局企画調整課 (Tel : 220-2031、Mail:kikaku@city.kanazawa.lg.jp)

(2) 事業成果の公表

IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議 は、支援事業の普及促進及び事業効果を高めることを目的に、事業実施者の団体名を含め、事業の内容の全部又は一部を IMAGINE KANAZAWA 2030 の公式ホームページで随時公表することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定がなされたものについては、なおその効力を有する。